第199回一関市教育委員会定例会

日時:令和元年11月21日(木)

午後1時30分~3時30分

(資料No.2)

場所:一関保健センター会議室4

- 1 開 会
- 2 議事

議事日程第1 教育長職務代理者の指定について

議事日程第2 委員の議席の決定について

議事日程第3 議案第19号 一関市立小中学校の児童生徒に係る出席停止の

命令手続に関する要綱の制定について

3 報 告

4 その他

(1) 一関市立小学校在席児童の保護者に対する出席停止措置に関する報告に ついて (資料No.1)

(2) 行事報告及び12月行事予定について

(1) 令和元年度学校教育行政の重点について(健やかな体) (資料No.3)

(2) 学校給食費の改定について (資料No.4)

(3) 学校給食費の公会計化について (資料№5)

(4) 学校整備の状況について (資料No.6)

5 閉 会

第199回一関市教育委員会定例会議案件名表

_	教育長職務代理者の指定について
_	委員の議席の決定について
議案第19号	一関市立小中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要 綱の制定について

議事日程第1

教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を指定する。

議事日程第1 参考資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

昭和31年法律第162号

(教育長)

- 第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する 委員がその職務を行う。

〇一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則

平成27年3月26日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号。以下「法」という。)第13条第2項の規定による教育長の職務を行う委員 (以下「教育長職務代理者」という。)の指名及び教育長職務代理者が教育長の 権限に属する事務を行う場合における職務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長職務代理者の指名)

- 第2条 教育長職務代理者は、教育長が指名する。
- 2 教育長職務代理者の任期は、1年とする。ただし、再任させることができる。
- 第3条 教育長職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうち最年 長者が臨時に教育長の職務を行う。
- 2 教育長職務代理者及び前項の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長職務 代理者及び同項の職務を行う者が欠けたときは、前条第1項並びに前項に定める 者を除く委員のうち年長の者が臨時に教育長の職務を行う。
- 3 前項の場合においても、なお教育長の職務を行う者に事故があるとき、又は教育長の職務を行う者が欠けたときは、前条第1項並びに第1項及び第2項に定める者を除く委員が臨時に教育長の職務を行う。

(職務の委任)

第4条 教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長職務代理者が自ら教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第14条に規定する教育長の権限に属する事務を除き、法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育部長に委任する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下 「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同 じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間 は、適用しない。

議事日程第2

委員の議席の決定について

一関市教育委員会会議規則(平成27年一関市教育委員会規則第9号)第4条第1項の規定により、委員の議席を決定する。

議事日程第2 参考資料

〇一関市教育委員会会議規則(抄)

平成27年一関市教育委員会規則第9号

(議席の決定)

第4条 委員の議席は、教育長が定める。

2 補欠委員の議席は、前任者の議席とする。

議案第 19 号

- 一関市立小中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要 綱の制定について
- 一関市立小中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱を別紙のように定め、令和元年12月1日から施行する。

令和元年11月21日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

児童生徒の健全育成、学習権の保障及び学校秩序の保持に資するため、一関市立小中学校管理運営規則第12条第7項に基づき、性行不良による出席停止の命令の手続に関し必要な事項を定めるもの。

これが、この議案を提出する理由である。

一関市立小中学校管理運営規則

- 第12条 教育長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児 童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、当該児童又は生徒の保 護者に対して、当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。
 - (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 教育長は、前項の規定により命ずる出席停止の期間については、当該出席停止に係る行為の態様を十分に考慮し、必要最小限の期間とするよう留意しなければならない。
- 3 教育長は、第1項の規定により出席停止を命ずるときは、あらかじめ、当該児童又は生徒の 保護者及び当該児童又は生徒の意見を聴取するとともに、その理由及び期間を記載した文書 を当該児童又は生徒の保護者に交付しなければならない。
- 4 教育長は、第1項の規定による出席停止に係る児童又は生徒に、当該出席停止に係る行為の改善の見込みがあると認めるときは、同項の規定により命じた出席停止の期間を短縮することができる。
- 5 教育長は、第1項の規定により出席停止を命じたときは、当該出席停止に係る児童又は生徒 の当該出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければ ならない。
- 6 教育長は、第1項の規定により出席停止を命じたとき、又は第4項の規定により出席停止の期間を短縮したときは、次の教育委員会の会議においてその旨を報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、性行不良による出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育長が定める。

一関市立小中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条第3項及び一関市立小中学校管理運営規則(平成17年一関市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)第12条7項の規定に基づき、児童生徒に係る出席停止の命令に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「児童生徒」とは、一関市立小中学校に在籍する者をいう。

(校長の具申)

第3 校長は、児童生徒が法第35条第1項各号に規定する行為を繰り返し行うなど、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童生徒又は当該児童生徒の保護者に対して学校が行う指導において、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童生徒の出席停止について、教育長に出席停止に関する意見具申書(第1号様式)を提出するものとする。

(意見の聴取)

第4 教育長は、出席停止を命じようとする場合には、あらかじめ出席停止を命ずる当該児童生徒の保護者について、意見の聴取のための手続きを執らなければならない。

(意見聴取の通知)

第5 教育長は、保護者からの意見の聴取を行うに当たって、意見聴取に係る通知書(第2 号様式)により保護者に通知する。

(出席停止の決定)

- **第6** 教育長は、出席停止の決定をするときは、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容等を十分に参酌し、これを行う。
- 2 出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。
- 3 教育長は、出席停止の決定をしたときは、保護者に対し、出席停止決定通知書(第3号 様式)を交付する。

(出席停止期間変更に伴う具申)

- 第7 校長は、教育長に出席停止期間中の状況を随時報告するものとする。
- 2 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育長に出席停止期間 変更に関する意見具申書(第4号様式)を提出するものとする。

(出席停止期間変更等)

- **第8** 教育長は、出席停止期間中においても改心が見られない場合には、出席停止期間を延長することができる。また、出席停止期間中に改心が見られ、他の児童生徒への教育の妨げとならないと判断されるときは、出席停止期間を短縮することができる。なお、登校後も問題を起こし、他の児童生徒の教育が妨げられると判断されるときは、再び出席停止とすることができる。
- 2 出席停止期間の短縮及び延長についての保護者への通知は、出席停止期間変更通知書 (第5号様式)によるものとする。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

第1号様式(第3関係)

 第
 号

 年
 月

 日

一関市教育委員会

教育長 様

 一関市立
 学校

 校長
 印

出席停止に関する意見具申書

児童生徒の出席停止について、下記のとおり具申します。

児童生徒	学校・学年・学級			学級	一関市立 学校 第 学年 組
	氏			名	
保護者	氏			名	
	住			所	
	電	話	番	号	
出原			止る行	の為	 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 施設又は整備を破損する行為 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
校	長		意	見	

- 1 出席停止の原因となる行為に関しては、該当の項目に○を付すこと。
- 2 事故の概要等について、個別の指導記録(事故報告書又は生徒指導記録も可)を添付すること。
- 3 出席停止期間中における指導援助に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

第2号様式(第5関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(保護者氏名) 様

一関市教育委員会

教育長印

意見聴取に係る通知書

一関市立学校の運営管理に関する規則第12条第3項の規定により、下記のとおり出席停止の措置に関して意見を聴取します。

学校・学年・学級	一関市立 学校 第 学年 組		
児童生徒氏名			
出席停止の原因となる行為	 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 施設又は整備を破損する行為 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 		
意見の聴取を行う	年 月 日()		
期日及び時刻	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで		
意見の聴取を行う場所			
担 当 課			

- 1 意見の聴取の期日に来庁して出席停止の措置に関して意見を述べることができます。
- 2 意見の聴取の期日に来庁できない正当な理由がある場合は、来庁に代えて書面で意見を述べることができます。

第3号様式(第6関係)

第号年月日

(保護者氏名) 様

一関市教育委員会

教育長印

出席停止決定通知書

一関市立学校の管理運営に関する規則第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり児童生徒の出席を停止します。

児童生徒	学校・学年・学級	一関市立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住所	
	電話番号	
出	席停止の理由	
出	席停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第7関係)

 第
 号

 年
 月

 日

一関市教育委員会

教育長様

一関市立学校校長印

出席停止期間変更に関する意見具申書

児童生徒の出席停止の期間変更について、下記のとおり具申します。

児童生徒	学校・学年・学級	一関市立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住所	
	電 話 番 号	
具	申する内容	短縮・延長
変出	更後の 席停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
校	長 意 見	

- 1 具申する内容に関しては、該当する箇所に○を付すこと。
- 2 出席停止期間の延長の場合は、延長期間中における指導援助に関する計画として個別支援計画案を添付すること。

第5号様式(第8関係)

第号年月日

(保護者氏名) 様

一関市教育委員会 教育長 印

出席停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した出席停止について、下記のとおり期間を変更します。

学校・学年・学級	一関市立	学校 第	学年 組	
児童生徒氏名				
変 更 前 の 出 席 停 止 の 期 間	年 月	日から 年	月 日まで	
変 更 後 の 出 席 停 止 の 期 間	年月	日から 年	月 日まで	
出席停止期間の変更理由				
備考				